	二十九　インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島	三十　タイ、オランダ、カナダ	
	トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト、なす、ひめつるにちにちそう、カリブラコア属植物、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	
に適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Tomato apical stunt viroid*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行された、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないこと又はこれを確かめない旨を記載した検査証明書又はその写しであるもの 2　又は、1の検査証明書に列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*（トマト退緑萎縮ウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行された、かつ、その検査の動植物が付着していないことを確かめない旨を記載又はその写しであるもの 2　又は、1の検査証明書に核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Pepper chat fruit viroid*に侵されていないことが特記されていること。	

三十一　カナダ、メキシコ	三十二　イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、ザンビア、チュニジア、モーリシャス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア	三十三　インド、パキスタン	
トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	いんげんまめ、ささげ及びだいずの種子であつて栽培の用に供するもの	あわ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし及びらつかせいの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあわ、いね、おおむぎ、	
1　輸出国の政府機関により発行された、かつ、その検査の動植物が付着していないこと又はこれを確かめない旨を記載又はその写しであるもの 2　又は、1の検査証明書に列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Tomato viroid planta macho viroid*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行された、かつ、その検査の動植物が付着していないこと又はこれを確かめない旨を記載又はその写しであるもの 2　又は、1の検査証明書には、栽培地において*Curtobacterium flaccumfaciens* pv. *flaccumfaciens*（インゲンマメ萎ちよう細菌病）を発見するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Curtobacterium flaccumfaciens* pv. *flaccumfaciens*（インゲンマメ萎ちよう細菌病）に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行された、かつ、その検査の結果検疫有害	